

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、発注者である札幌市（以下「委託者」という。）が受注者（以下「受託者」という。）に委託する「生物多様性さっぽろビジョン改定調査検討業務」に適用する。

2 業務目的

平成 25 年（2013 年）3 月に策定した「生物多様性さっぽろビジョン」（以下ビジョンと記載する。）については、生物多様性次期国家戦略の公表時期に合わせて見直しを行う予定である。本業務ではビジョンの改定に向けた情報収集及び資料作成を目的とする。

3 業務の履行期間

契約の日から令和 2 年（2020 年）3 月 13 日（金）まで

4 業務内容

(1) ビジョン改定に向けた調査

ア 国及び他都市の情報収集に関する業務

生物多様性次期国家戦略及び他都市の生物多様性地域戦略の改定状況について情報収集（机上での情報収集とする）を行い、ビジョンの改定に取り入れる事項を整理する。

イ 札幌市が実施してきた生物多様性保全に関する施策の評価

生物多様性さっぽろビジョン策定（2013 年 3 月）から今年度までに実施した生物多様性保全に関する事業の総括・評価を行う。

(2) ビジョン改定版等に使用する動植物の写真を収集する業務

ビジョン等で使用する写真を収集する。自社で撮影したもの又はライセンス契約により使用できるものどちらでもよい。著作権の利用許諾に関しては、別紙「著作物利用許諾契約書」を締結するものとする。収集した写真は以下の資料として利用及び今後の生物多様性保全活動における活用を予定している。

- ・（仮）生物多様性さっぽろビジョン改定版
- ・（仮）札幌市版レッドリスト改訂版
- ・（仮）生物多様性普及啓発用 DVD
- ・生物多様性レポート（年 1 回作成）
- ・札幌市が生物多様性保全のために実施する各種イベント啓発チラシ、ポスター及び啓発品

ア 写真の収集

ビジョン等で使用する写真を収集する。種類及び画質等は以下のとおりとする。

種類：札幌市の指標種（36 種）の写真各 1 点以上

札幌市版レッドリスト 2016 に掲載される 6 分類群（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類・水生動物、昆虫類、植物）の各分類の中から 1 種について、1 点以上。収集する種については委託者との協議により決定する。

画質：印刷物やホームページにおいて公開可能な画質であること。

イ 写真の撮影地

原則として、札幌市内で撮影したものであること。ただし、撮影が困難な動植物に関しては他地域で撮影したものをを用いることができる。

(3) その他

その他生物多様性の保全に向けた施策に関する助言を適宜行うこと。

5 成果品

- (1) 業務実施報告書 2部
- (2) 業務実施報告書の電子データ (CD-R等) 1式
- (3) 動植物写真データ (CD-R等) 1式

6 着手届及び業務日程表

契約締結後、速やかに着手届及び業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

7 従事者

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

8 打ち合わせ

- (1) 打ち合わせは本業務の着手時及び委託者の指定する日に行うものとし、受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。
- (2) 業務処理責任者は、主要な打ち合わせには、必ず出席しなければならない。

9 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

10 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (2) 本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。
- (3) 受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。
- (4) 本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

11 その他

- (1) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (3) 本業務の履行に当たっては、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(4) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。

1 2 業務担当者

環境局環境都市推進部環境共生担当課 市川、森川 TEL : 011-211-2879

別記 個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

著作物利用許諾契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、札幌市（以下、「乙」という。）とは、別紙添付の写真の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（利用許諾）

甲は、甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

1 印刷物への複製、頒布における利用

印刷物の名称	発行予定部数	備考
生物多様性さっぽろビジョン改定版（仮）	5,000部	令和4年頃に作成予定
札幌市版レッドリスト改訂版（仮）	3,000部	令和5年頃に作成予定
札幌市生物多様性レポート 毎年作成	3,000部／年	
札幌市が生物多様性保全のために実施する各種イベント啓発チラシ、ポスター及び啓発品	200～2万部 年間10種程度 作成	募集内容によって変動する

※すべて無料配布

2 インターネットホームページにおける利用

- （1）サイト名：札幌市公式ホームページ生物多様性保全のページ
- （2）サイトURL：<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/>

3 生物多様性普及啓発用動画への利用

- （1）動画の長さ：5分程度
- （2）記録媒体：DVD等
- （3）DVD作成予定数：1,000部
- （4）令和3年頃に作成予定

第2条（著作者人格権）

1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することに予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、本著作物を利用するにあたって、甲から求めがあった場合には著作者の表示をしなければならない。

第3条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利を侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

第4条（データの納入）

- 1 甲は乙に対し、令和2年3月末日までに、本著作物を収録した記録メディア（データはJPEG等の画像データとする。）を乙宛に送付するものとする。
- 2 前項により納入されたCD-Rの所有権は納入時に乙に移転するものとし、返却を要しない。

第5条（対価）

本契約における、本著作物の利用許諾については対価を要しない。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、契約日から令和6年3月31日までとする。また、この契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を1ヵ年ずつ延長する。

第7条（解除）

甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、2週間の期間をおいて違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、すでに作成した本件印刷物は継続使用できるものとするが、新たに作成はできないものとする。

第9条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中および本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

